

第3回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

日時 平成25年5月29日（水）19:00～20:30

場所 内閣府庁舎5階 特別会議室

出席

<有識者>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長
委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授
委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<大臣>

新藤 義孝 地域活性化担当大臣

<事務局>

- 加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 局長
枝広 直幹 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理
藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官
宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官
赤石 浩一 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 関係各省からの「集中ヒアリング」結果報告及び規制改革に係る今後の進め方
- 3 「国家戦略特区」の制度設計
- 4 その他
- 5 閉会

（配付資料）

- 資料1 「国家戦略特区」の基本的考え方と当面の進め方について
(5月24日国家戦略特区ワーキンググループ決定)
- 資料2 規制改革事項の提案趣旨
- 資料3 「集中ヒアリング」における関係各省からの配付資料

- 参考資料 1 国家戦略特区ワーキンググループの開催について
【別紙】国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿
- 参考資料 2 国家戦略特区ワーキンググループ運営要領
- 参考資料 3 第 1 回国家戦略特区ワーキンググループ議事概要
-

(議事概要)

○藤原参事官 新藤大臣は所用により途中からの御出席となるので、大臣がいらっしゃった時点で御挨拶をいただく。

なお、原委員は、大阪で所用があるということでこの場には御出席いただけていないが、テレビ会議により御参加いただく。

○八田座長 議事 2 の「関係各省からの『集中ヒアリング』結果報告及び規制改革に係る今後の進め方」について議論する。

この経緯としては、首相の第 3 の矢に関するスピーチが近々あるという報道を受け、急いで国家戦略特区の案をまとめるべきではないかということになった。このため新藤大臣に御了解をいただき、急きょ第 2 回のワーキンググループを 5 月 24 日に持ち回り開催し、資料 1 の国家戦略特区の基本的考え方と当面の進め方を決定した。

資料 1 にある 9 つの規制改革事項については、第 1 回ワーキンググループの議論で出たトピックと、産業競争力会議の民間議員ペーパーにおける例示とを参考にして 9 つの項目をつくり、それについて関係各省からヒアリングを実施しようということになった。

このワーキンググループにおける規制改革の議論は、9 項目に限定するのではなく、これからもいろいろと議論するものだが、当面急いでやるためには、まずこの 9 項目から進めようということで皆様の御了承を得たところである。

集中ヒアリングの結果の御報告は後で大臣がいらしてからにしたいと思うが、まず、規制改革に係る今後の進め方について、全般的に御意見をいただきたい。

次に、この 9 項目以外に追加してワーキンググループにおいて議論すべき規制改革事項があれば、御提案いただきたい。

○坂村委員 これまでの議論の中で、私はバーチャル特区ということをやっていたので、バーチャル特区を具体的に定義しておいたほうがいいと思い、この資料をまとめた。

特区は地理的な限定で特別な区域を設けてやろうということなのだが、特区の本質というのは、私が思うには例外のルール化ということだと思う。これがなかなか日本で難しく例外のルール化ができない。結局ユニバーサルになって全部一緒になってしまう。しかし、実際には、改革は全部一緒にはなかなかやるわけにいかないことが多い。そのために、例外をルール化していくということを考えるべきだ。何らかの基準のもとに限定的な範囲を決めそこでは一般と異なるルールを適用するというのがここでの例外のルール化だ。

特区の目的として、やはりスピードがある改革で一般のルールの改変の遅さを補って、スピード感を持って改革するために対応できる場所が先に行くというのが一つある。フィジビリティ・スタディで成功事例を示して一般ルール化する前に問題点をあぶり出すということをやると。そういう意味で、地域が持つ特性に特化した改革要求へ素早く対応するということが特区とする場合には重要になる。

しかし、物理的な地域をベースにした限定というのではない「特区」があってもいいのではないか。特化した改革要求があって対応できる準備ができている分野でも体制でも、とにかく範囲を限定できる基準が明確化できれば「特区」たり得るのではないか。そのために「バーチャル特区」という概念を導入すべきではないかということである。これは物理的場所という条件ではなくて、論理的な条件により限定された対象に対して一般とは異なるルールを適用する、そういうような考え方である。具体的にどんなものがあるのかというと、例えば公共クラウド特区というのがある。公共クラウドに関しては、新藤総務大臣主催の「地域の元気創造有識者会議」で議論をいろいろしているのだが、特区を限定する論理的な条件としては、公共クラウドのサービスを利用している自治体は特区であるという考えだ。例えば、地方自治体とか国で使うような行政手続きをクラウドサービスという形で一般化するのが公共クラウドだ。地方で行政手続きのいろいろなシステム開発をしているが、同じ法律に基づいているので、結局似て非なるようなプログラムをバラバラに開発することになって、不必要に大きなコストになっている。そういうようなものをクラウドサービスという形で共通化できないかという話だ。特区を限定する論理的な条件としては、特区である旨を明快に告知して特区規定の利用規定により、例えばエンドユーザーに承認を得た公共クラウドの特定のモジュールを利用する事業は全部特区だと認めるといようなことは一つのバーチャル特区の概念である。ここでは一般とは異なるルールが適用可能とする。例えば、ネガティブリスト方式による個人情報保護とか、経済成長にオープンデータを活かしやすくするため、いろいろ考えられる。

学術分野特区というのもぜひ望まれる。これは何回も出ているが、特区を限定する論理的な条件としては、研究分野としての重要性と緊急性によって、第三者機関により特区認定を受けた学術分野に関しては、例えば一般と異なるルールで有期雇用契約期間5年の延長を認めるなどというようなものである。こうした地理的条件ではない、学術分野特区とか公共クラウド特区というのを導入すべきではないかと思っている。

○八田座長 大臣が到着されたので、大臣に御挨拶をお願いしたい。

○新藤大臣 このワーキンググループは、とにかくスピード感を持って進める。既に規制緩和の具体的な項目も示させていただいた。しかし、それに加えていろいろな御議論をさせていただいていいのではないかと思っている。まずは、コンセプトワークをしっかりと行って、全体のフレームを定めた上で、最終的には絞り込んで、スピード感をもって成果を出す。そのための事業としては何ができるのか、それはどこで行うのか、このようなことを詰めていただければありがたいと思っている。これは、今回の安倍政権の最優先プロジェクト

クトの1つに位置付けられると考えている。成長戦略の中の核となるものであるから、私どもの責任重大であり、何とか良い形に仕上げていきたいと考えている。先進的かつ革新的なものにする必要があると思っており、そのことを踏まえて御協議いただきたい。

○八田座長 それでは、大臣がおいでになったので、先に昨日、一昨日と開いた集中ヒアリングの御報告をさせていただく。

ヒアリングは、一昨日、昨日の2日間にわたり、関係する4省を対象に実施した。この結果について、この場で大臣に御報告するとともに、委員間で成果について認識を共有させていただきたい。資料2と資料3を使いながら説明させていただくが、委員の皆さんからそこは違うのではないかと、ここのところが抜けているのではないかとというような補足をお願いしたい。

全体的には、正直言って予想を超えて各局長が理解を示してくださり、大体3分の2の項目では、問題意識を共有してやっていこうではないかという御発言をいただいた。これは非常に心強いことだと思っている。各省別に御報告する。

まず、国土交通省の関係では、都心居住推進のための容積率・用途等集団規制の見直しを提案した。例えば丸の内・大手町のようなところは、あれだけオフィスがあるのに現状では、マンションがない。都心居住を可能にすることはまず大都市の国際化を促すために役立つ。次に、少子化の対策としても、家族で全部都心に住めることは有効だろう。さらに、通勤距離が短くなると無駄なエネルギーを節約できてエコである。このように、いろいろな意味で時代に合ったものであるから都心居住は推進する必要がある。

しかし従来のように、住宅に対してだけ優先的な容積率を与えれば、その分オフィス床面積は減っていく。そこで、具体的な提案としては、都心でマンションを建設したら、その敷地に建ち得たであろうオフィスの容積率を同一地区に転売することができるようにするというものである。そうすると、その地区全体ではオフィスの床面積は減らさずに、マンションを建築できる。オフィス床面積が減らないだけでなく、マンションをつくる際に他のオフィスビル建設者から補助金が出る。一挙に建設が進むことになる。

これに対する国土交通省の住宅局長のお答えは次のとおりであった。「都心居住を推進することには基本的に賛成である。そのためのありとあらゆる政策をこれまで打ってきた。実際問題として、都心再生に関するさまざまな再生特区の今までの制度があって、それを利用すれば民間企業が提案した内容ならば、何でもできるようになっている。容積率の制限などは実質的にはない。ただし、それは自治体の都市計画審議会が認めなければいけない。」

したがって、ワーキンググループとしては特区に選ばれた自治体では、国の方針として先ほどのような形で容積率の移転を可能とし、そのかわりに、自治体はそのスキームに沿った民間プロジェクトを都市計画の一環として自動的に受け入れる制度を提案した。それに対して、積極的に検討したいという答えであった。

2番目は、羽田空港及び成田空港の国内路線と国際路線の接続を改善する提案である。

外国から来た人が、短い時間で地方に飛んでこられるということは実は地方にとって非常に助かる。まず一つの航空会社が持つ羽田の国内便の枠と成田での国際線の枠との交換を自由にするのを許すという提案である。そうすれば国際便が直接羽田にやってくることができ、成田に来る国際便にその会社の国内便の接続がうまくいくようになる。次に、国際便を持っていない航空会社は、羽田の国内線枠をすて成田に移ってくれるならば代償を払うことにする。その代償の原資としては、その枠を競売に付すことによって得た収益を当てる。外国の航空会社などが羽田の枠に入札することになる。

そういう提案をしたところ、国土交通省航空局長は、首都圏空港の機能強化には全力を尽くしている。中でも羽田については、これまでも増便を行ってきており、来年春に拡大する発着枠を国際線に当てる計画を持っている。それが一気にできないのは、非常に難しい着陸の技術を要するから、管制官の習熟度に応じて徐々に増やしているのだという説明だった。しかし、増便は、騒音を増加させる可能性もあるから、騒音で影響を受けうる地元との交渉には細心の注意を払っているとのことだった。

羽田空港の国際化をすでに進めていることはわかったが、私どもの提案は増便をするわけではないのだから、騒音を特に増やすわけではなく、その面では障害はないのではないかと申し上げたところ、局長は、もう一つの問題は、外国との問題だとおっしゃる。羽田だけはオープンスカイでないため、他の国と交渉して各航空会社の離着陸の権利を割り当てている。それが日本の航空会社だけ成田から羽田に離着陸の権利を移すということになると、外国が文句を言うとのことだった。

それに対して私どもは、まずコードシェア便ならば外国も歓迎するのではないか。もう一つは、いずれにしても羽田の国際便は増やす予定なのだから、それを優先的に割り当てあげるといふ交渉もすることはできるのではないか。したがって、そういう交渉を含めて急いで羽田と成田の交換による国際線の増強ということを進めてはどうかということをお願いした。

こちらからの首都圏空港の機能強化の提案については、少し時間をかけて検討させてほしいという返事だった。

次は有料道路の運営の民間への開放である。各国で、国や県、公共団体がつくった道路を民間に運営させているが、日本ではそこで利潤を得ることができないことが問題になった。実はこれは具体的な提案が愛知県から出ていて、これに関して国土交通省道路局長としては構造改革特区の枠組みの中で達成できると考えているとのこと、愛知県にもそう伝えたとのことだった。

私どもとしては、ここに関しては本当に利潤がとれるようになるのだろうかということ、もう一つは償還期限後に無料にするという今の基本的な方針を変えて、民間企業が何らかの料金を取り続けることができるかどうかを明らかにする必要があると指摘した。

今度は厚生労働省関係。

一番可能性が高かったのは、有期労働契約が今度5年で終わるということになって、そ

の後は終身契約をするかどうかを問わなければいけないということになったわけだが、坂村委員も前に御指摘になったように、日本で労働の流動性が低いことがイノベーションを妨げているということなので、少なくとも研究部門では5年過ぎた後も期間を区切った契約を何度でも繰り返せるというような制度にすべきという提案である。

このことに関しては、実は文部科学省と厚生労働省がもう協議を始めていて、いずれはこれを何らかの形でやるつもりでいるという話だった。これは大学一般の研究者に対してということのようだった。

私どもとしては、研究者の流動性は一刻も早く高めるべきだから、国が認定する最先端の研究分野に限定してでももっと早くできないだろうかという提案をした。山中伸弥教授の研究所も候補になりうると考えた。特定の分野に限定することに関しての確約は得られなかったが、基本的な問題意識は共通なので、これは例えば大臣がプッシュなされればかなり動くのではないかという感じがした。

もう一つは、外国医師が国内で医療をすることを解禁するということの要望である。それに関しては、今、外国医師が日本で2年研修することが可能であるが、それを4年にすべく改正を考えている。さらに優れた先進的な医療を教えられる教授が日本に来て実際に医療行為をすることも2年間は許す方向で検討しているとのことだった。

その範囲なのだが、私どもとしては、もしそれをやるつもりならば、特区において急いで試行的にやってみてはどうかと申し上げた。これも問題意識は共有しているから、かなり可能性があるだろうと思う。

ただし、病床規制を外国人に関して見直すということについては問題意識を共有されなかった。都会では、病床数の制限をしている。過疎地では不足しているから増やさなければいけないけれども、都会地では病床数が多過ぎるというわけだ。このため都会では、外国人用に自由診療のためにつくったベッドを、せっかくあるのだから保険医療のために使いたいと思っても、制限にはかかって保険医療で使えないという制約がある。これについては変えるつもりがないという印象を受けた。

次の表題は先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大だ。要するに混合診療だ。これについて問題意識の共有は全く得られなかった。

文部科学省関係では2つある。1つは、公立学校の運営の民間への開放。公立の美術館を民間に運営させているし、保育所もそうしている。したがって、公立の学校も施設は公が持って、それを民間に運営させてはどうだという提案だ。これに対する回答は、基本的には学校では公権力を行使する。特に成績をつけるとか、卒業の資格を与えるということは、公権力の行使であるから民間には委託できない、ということであった。そのことについて公が責任を持って委託すればそれでいいではないかと言ったが、なかなかここでの問題意識の共有は図られなかった。しかし、文部科学省側の理屈というのは説得的でないものがあつたと感じている。

一部の授業、例えば英語の授業を民間に委託するということもできない。これも成績を

つけるからだめだということである。責任を持って委託することが公権力の行使だと考えればよい。多くの私立学校でも既に学校当局によって事業者に授業を委託しているから、こういうことが障害になるというのは納得しかねる面があった。

次に、海外トップスクールの誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可条件等の見直しということだが、これは基本的に「各種学校」としてはインターナショナルスクールをやる。むしろ文部科学省としては奨励しているというのが基本的な回答であった。

しかしながら、これが「1条校」という、普通の日本の高等学校ではないため、そこを卒業した人は高校卒の資格は得られない。さらに、学校に対する国の私学補助も得られない。「各種学校」のままでは、そういう2つの点が残る。しかし、文科省は、それは大学等に進学するときにはそういうことは問題ないと指摘し、実際問題としてインターナショナルスクールは自分でお金を払えば行けるということであった。

私どもとしては、外国の高校を卒業して日本に来た人には高卒として世の中で認められているのに、日本でインターナショナルスクールを卒業した人にはその高卒の資格が認められないというのは、いろいろな意味で不便があるだろうということを申し上げた。さらに外資系の非常に裕福な外国人従業員が自分の子供を入学させる場合はともかく、例えば外国人の大学の先生が子弟を入学させるというときには、インターナショナルスクールにも、やはり私学の補助があったほうが望ましいだろうという議論をした。ここに関しては、一步一步進めていこうという意欲が感じられた。

農林水産省関係では、農業委員会が今、全ての農地の取引に関与しているが、大体平均して20人強で構成されている委員会が選挙権も被選挙権も全て農家でやっている。したがって、どうしても非中立になってしまうので、これをより中立的な機関で意思決定するなり、あるいは中立的な委員を増やすなりというような改革をすれば、その地域には税制の恩恵を与えるというような組み合わせをして特区にしてはどうかという提案を行った。農水省側は、「そもそも選挙で選ばれた農業委員会が非中立だというのは失礼ではないか」と指摘した。農水省的に考えれば、「公正取引委員会の委員を経済団体が選挙で選んでも何の問題もない」ということなのであろう。全く取りつく島がないという感じであった。

以上が私のまとめだが、皆さんから補足があればどうぞ。

○秋山委員 せっかくこの会議は大臣にも御参加いただいているので、今、全体感のところで一言だけ申し上げたい。

先ほど八田座長が、全体感として予想を超えて局長が理解を示してくれたというようなことをおっしゃったのだが、私はこの分野での本当にこういう喧々譁々の議論に入る経験が少ないせいか、むしろ今御説明があった9項目の中で、そもそも問題意識が共有されなかったというのが4項目、約半分ある。これをもって予想を超えて理解を示してくれたというのが、私にとってはなかなか難しいものなのだなと感じた。

あと問題意識が共有されたもので非常に議論がかみ合った部分があったというのも間違

いない事実だが、私自身が引っかかっているというか、何とかこの壁を乗り越えたいなど思っているのは、時間軸の感覚が違うということ。大臣が、まさに冒頭におっしゃられたように、今回、安倍政権の大いなる持ち味というか、評価、国民から支持をされている1つの大きな点は、スピード感があることだと思っている。特にスピード感を出すための仕組みが特区になるわけなので、そのあたりの理解をもっと各省庁の皆様に伝えていかなければならないとの思いを新たにしたいということと、それには民間議員も一生懸命やるが、ぜひとも大臣のお力添えをお願いしなくてはならないこともきっとあるだろうと思ったので、最初にそれだけ申し伝えたいと思う。

○坂村委員 私も感想だが、もう少し具体的な話にならないとなかなか期待するようにならないのかなと思った。省庁の方たちにざっくりした方針の話をして、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うになるというのはしょうがないのかなという感じがある。しかも規制が悪いと一方的に言っても、そういう規制というのはそれなりの理由があってできている。しかし時間軸というのは当然あるので、びっくりしてしまうのは、50年前の話とか40年前にそうだったからという規制がそのまま残っているようなものについては、もう少し何とかしたほうがいいのではないかという感じはする。だから過去ではなく、これからをどうするのだという話にしていかなければいけないと思う。

その辺のところはずれてしまうと、言うことを聞けとか聞かないとか非生産的な話になってしまうので、データを示すなりもう少し具体的な話になっていけば、省庁によって温度差はあるが、協力的になっていくというところもあるのではないかと、私がいろいろ省庁の方と話した中ではそう思った。

あと、いわずもがなだが省庁だけでは何ともならない。例えば先ほどの成田と羽田の問題だが、交換だとか具体的なテクニックよりも、ゼロからどうしたいのかと言うと、人間は羽田にして、成田はLCCと貨物にすると話はきれいだ。しかしこれを目指しても、国土交通省の反対というよりは、成田の人たちが何と言うかというところまで問題になってしまうのではないかと思う。だから、具体的な話で言えば、そういうのもどう考えるかだなと思った。おそらく航空行政を考えたときに全体最適ということと地域住民が納得するかという相反とか、そういうような話も出てきてしまうのではないかと思っている。単に民対官とか省庁のルールを変えとか規制緩和という話だけでもないようなものがあって、そういう関係者皆をどういうふうの説得するのかということまで考えないといけない。マスコミの方は政府がよることに反対しようという声の方に注目するから、そちらの声が大きくなるということになると政治的には進められないだろう。いわずもがなだが、そういうこともよく考えておかないとうまく物事は進まないのかなと思った。

3番目に言いたいのは、これは成長戦略の一環として、経済的にどういう効果があるということをデータを基にちゃんと説明すれば納得してくれる人は増えるのではないか。何が言いたいかと言うと、内容も大事だが、進め方、言い方をうまくやらないと変に誤解を招いて、最後、何となく対立、けんか腰になってくるというのはあまり得策ではなくて、

総理がそうだからそうだというわけにもいかないだろうから、ここは少しそういう広報的視点で戦略を練って、どういうことをしたいからどうだと持っていくのが一番の早道のよさな気がした。

○八田座長 そのとおりだが、具体的な提案も必要だ。しかし今回我々が出した羽田についての提案は具体的で、しかも貨物にしろというのではなくて国内線の旅客を成田に持って行って成田の接続をしやすいようにしようというのだから、まれに見る八方を立てる案だと思う。

○坂村委員 進め方という意味ではよいと思うが、客観的に目標が決められないということも複雑だ。

○八田座長 追加の案も検討すべきだ。しかしもう一つの案を出す前に、今回はまず利害関係者みんなが飲める案を出した。

これからも筋を通した提案は当然出していくべきだ。もちろん省庁が理屈の通ったものを全部が全部飲むわけではない。ただし、そのことがここでの議論で議事録になって世の中に出てどういう議論がされているかというのをみんなが見ることが重要だ。対立があっても全然構わない。省庁側がどういう根拠を持って反論しているかを世の中の人が見ることに意味があると思う。

○工藤委員 感想みたいなもので、割とこの質問がピンポイントだったので、これに対して毎回印象としては、皆さん各省庁、ちゃんとメニューは準備していますよみたいな答えが多かったように思う。でも、それをどう使うかは、自治体など使っていないからできていないのですというような発言が気になった。各省庁としては、戦略を持っているのかと聞きたくなる。例えばレストランに行ってメニューがざっと並んでいて、今日のお勧めはと聞きたいなという、こういう国家戦略特区をつくらうというときに、もしそれにお勧めメニューがあるならば逆に聞きたいという思い。今回のワーキンググループはこれに対して答えてくれという感じだったので控えられたのだと思うのだが、こういう場だったら逆に聞きたかったかなと個人的に思った。

それと、このワーキンググループだけではなくて、いつも私が行っている委員会もそうなのだが、結局いろいろやっているけれども、自治体がやらないからだとか、自治体でつまづいているのだということで、あるいはそこまで自分たちは踏み込めない。教育にしても、建設にしてもみんなそうだ。でも、国家的ビジョンがないから、みんな自治体に行くところを向いている。みんなどう考えているのか。ただ、そこを省庁側から出さないという体制になっているのがどうも、私は仕事柄、自治体と直接いろいろやりとりをする立場にあって、国で決めたことのボールを受ける側に行く。そうすると、この人たちは私にオーケーを出していいかどうかをわからないというジレンマがいつもあって、こういうふうに局長級の人に来てくれて、本当に賢い人たちだから多分メニューもいっぱいあってということになるのだけれども、ではなぜ進まないかというときに、ビジョンがまだまだ欠けているのかなと話を聞いて印象はあったので、そのあたりはぜひもう少し違う聞き方、

やり方もあるのかなと正直思った。

○八田座長 今回はビジネスのしやすい国にするために特区を利用してどういう知恵を出していただけますか、ということは伺ったのだが、これはこれから考えてくださることを期待するよりしようがないのかもしれない。

○坂村委員 今、工藤委員がおっしゃられていることはわかるのだけが、一方で、地方分権化を進めようということを言っているときに、なかなか難しい問題はある。国が地方を無視して勝手にどうしろというわけにもいかないというのがあり、地域の特性を重視すべきだという話になっている。

○工藤委員 もちろんそれはわかった上で、では国家戦略とはどういうことかということになる。だから、ボトムアップで受けていこうという、もちろん国家の体制はわかっているけれども、それだけだと今までの構造改革特区と同じで、自治体からの陳情を待っているというわけだろう。

○坂村委員 この前も何回も言っているように、やるやらないの意思だけでなく、受ける能力の問題もある。人材をどうするというはものすごく重要なことなのだが、それにたえられるスタッフがいなかったり、優秀な人がいなかったら、幾らお金をくれても受けられないとなる。

○八田座長 まず、坂村委員がおっしゃる問題があると思う。地方ではメディアがきちんと批判しないから、東京で行われるような厳しい自制が働かないということもある。さらに、例えば4万人の千代田区民が国の中枢の都市計画を立てているという問題もある。地方自治は重要であるが、国の中枢地区の都市計画に関しては、国の戦略を受けることも当然だろう。そういう場所で地元にも恩恵を与えながら何らかの施策を講じていく観点が必要だろうと思う。国家として必要なものについては、地方自治と矛盾しないように、それなりに地元の人にも恩恵を与えながら何らかの追加的な政策をしていく必要があると思う。

○坂村委員 そうするのは、バチカンではないけれども、日本の中に国家直轄区みたいな場所があったら一番簡単。

○八田座長 天領というのものもあるけれども、やはり地元の意思は大切。今回の国家戦略特区では、国が追加的な恩恵を与えて追加的な施策をしようというものとも考えることもできる。

○坂村委員 やはり地方も一緒になってということになる。しかし、スピード感なら天領が一番簡単そうな感じがする。

○八田座長 たしかに簡単だが、それは大きな議論も必要だと思う。

○新藤大臣 委員の皆様の話を聞いていて思うのは、とにかくコンセプトはしっかりできてきて、皆でやろうと思っても、現実的にそれをどのようにして行えばよいかということになると、大変難しい。今できそうな事業を並べてしまうということでは、本来の解決にならないではないか。

まず9の規制緩和項目を問題提起していただいたが、そもそも規制緩和すべきものとし

て、あとどんなものがあるのかということは、もう少し議論した方がよい。

もう一つは、坂村委員の「バーチャル特区」に関し、例えば、「国家戦略特区」の中で行われている事業に参画する企業、人は、その特区内にいても規制緩和を受けることができる。例えば、ある事業を定めて、その事業に参画する人、そこに納品するという人であれば、同じ恩恵が与えられる。

○坂村委員　それがバーチャル特区。

○新藤大臣　そのような概念をもって、新しいまちづくりをどこかの場所で行う際に、そこに参加する者すべてが特例の対象となる。そのような仕組みを組み立てられるのであれば、今までにない「特区」ができるのではないか。それはまさに、国ぐるみの取組だということになる。地方には、すばらしい人材や民間事業者が存在する。だから、総動員で、何か新しいことを実施する仕組みをつくり、規制緩和が区域に限定されないものとする。全国的な規制緩和ということではないが、その区域に関連する人だけが特例措置の恩典を受けられるというような「特区」ができればよいのではないか。

まず、区域を絞り込む際、スピーディに成果を出すという意味では、力のある区域が選ばれるかもしれないが、その後、イノベーションを取り入れ、ICTなどを活用した新しい農業を行うなど、新しい事業を、総動員で、新技術も情報技術も取り入れて取り組むというのが私のイメージである。

「国家戦略特区」は、息の長い取り組みとしていかなければならない。今、政府内でいろいろなプロジェクトが動いており、その中から良いものが「国家戦略特区」として実施されるということもあり得ると思う。今の9つの規制緩和事項に関しては、規制緩和できないということには、その理由があり、そこを突き破るのは我々が行う。

○八田座長　今回の9つの項目は、とにかく今度の6月5日に間に合わせようということで急いで議論したのだが、全部が拾えるわけでもないので、いくつかは大臣に頑張ってもらっていただく必要があるものもある。その後、いろいろなタマ込めをしなければならないので、それは坂村委員からも御提案いただきたいし、この間も新藤大臣から御提案いただいた。追加案をいろいろと検討していきたいと思っている。

今回ヒアリングをやったことでは、正直言って、省庁側もかなり具体的にやっていたと聞いています。それは例えば都心居住のこととか、羽田と成田のこととか、有料道路のコンセッション等。さらに、外国人医療サービスは、実際にある程度始めようとしているので、そのタイミングを急いでもらうかどうかということだし、有期労働契約などというのは何しろ文部科学省と厚生労働省で協議しているのだから、分野を限ったら急いでいただける可能性もある。海外トップスクールもそうかもしれない。これらはここで終わらせたらいけない。

従来、よくこういう成長戦略の項目とか規制改革会議の項目というのは、大体暮れまでに閣議決定し、通常国会で法案にするというのが多かったのだが、鴻池大臣が構造改革特区でやったときには、秋には閣議決定して臨時国会で法案を通してしまった。恐らくは税

関係のものは通常国会でやらざるを得ないと思うのだが、税が抜けているものであれば、ワーキンググループで頑張るとにかく成長戦略として打ち出してもらって、秋に閣議決定していただいて臨時国会に出す、そのくらいの意気込みで出せるのではないかと思う。各省庁としても今安倍内閣が成長戦略をやろうとしているときに、そこに加わるということには大変な関心があるのではないかと思う。大臣に、各省庁と対立する項目のすべてということは難しいだろうが、こういう中からお選びいただいて、御支援いただいて、非常に早い段階で実現していただければと思う。それはおそらく産業競争力会議にとっても、貴重な提案なのではないかと思う。

○坂村委員 9つの項目はどこかで出てきたものなのか。ワーキンググループの上の会議で出たものなのか。

○八田座長 この特区を生み出した産業競争力会議から出た事例もあったし、このワーキンググループで出てきた項目もあった。例えば有期雇用の延長とか、バーチャル特区とおっしゃったから羽田などは地方でやるのでしょうかというのもあった。それを混合して9項目となった。産業競争力会議での事例の中からこちらで拾ったのはほんの一部である。それを皆さんと議論を始める前に事務局と相談して、それで9つを一応決めた。それはなぜかというと、6月5日に首相が何らかの成長戦略を御発表になるという新聞報道があったから、大臣に御相談して、この9つでやろうと思うがどうかと言ったら、それはやれと、とにかく急ぐのが肝心だとおっしゃって、それで決まったということである。

○新藤大臣 座長から御相談いただいたが、この中には難しいものもある。しかし、これまでのやり方を考えなければ、いつまでも開けない。その意味では、今回は国ぐるみで力を入れて取り組むので、実行できるのではないかという期待もある。我々が頑張っていかなければ、いつまでたってもレベルが上がらない。

○八田座長 大臣のおっしゃった精神からいくと、例えば混合医療とか農業委員会というのは非常に難しいタマであり、これは6月5日にはとても間に合わないだろうが、今後は粘り強くやっていくべきことだろうと思う。

○秋山委員 今の話に少しだけ補足する。今回の9本セッションした中で私が参加したのは8本だったが、その中で有期労働契約期間の延長の議論をさせていただいたときに、これは文部科学省と厚生労働省がタッグを組んで検証を開始するということがあった。要は、これは特区ではなく、全国展開で考えている、という話をいただいた。

それはそれで大変素晴らしいことだと思うが、時間軸で言うと、それが実現されるのは来年、再来年という話になってくるということで、セッションの中で八田座長からも、先行してできるのが特区ではないかというような提案もさせていただいている。規制改革に関しては規制改革会議があり、こちらでこういうワーキンググループもやっているのだから、本日、規制改革会議の岡議長が産業競争力会議で御一緒だったので、事務局同士が連絡をとり合って連携してやれる形で進めていただきたいというお声がけをさせていただいた。全国展開であれば規制改革会議、特区であれば国家戦略特区というように、どちらかでや

ろうという切り分けをして特区のほうではスピード感を持って取り込んでいくということは非常にいいやり方ではないかと思う。そういった意味での連携を事務局の皆さんにもぜひお願いしたい。

○八田座長 経済学を専門としているので、「アベノミクスで景気がよくなる兆しが出てきたが、今後どうなるのだろうか、第2の矢、第3の矢が次から次に出てくるのだろうか」という質問をいろいろな方から受ける。この期待に応える次の矢が、成長戦略だと思う。今、秋山委員がおっしゃったように、とにかく早めに確実な、どれもこれもある意味でびっくりするようなことを打ち出す成長戦略は、アベノミクスによる景気回復に寄与することになるのではないかと思う。例えば都心居住とか空港とかは大臣がお選びいただくということではないだろうか。有期労働契約のことも、どれもメディアにとっては非常に魅力的に映ることだろうと思う。何よりも局長がやろうという気を示していただいている。

続いて、冒頭で議論していた規制改革の今後の進め方についてで、まず坂村委員の議論が途中だったので続けていただきたい。

○坂村委員 この特区というのはそもそもが例外のルール化だということだと思うが、そうであれば、地理的な地域をベースにした限定が本質ではないとすると、バーチャル特区という概念を導入すべきだということになる。

具体的な話として、公共クラウド特区の話と学術分野特区みたいなのはどうかという話をして、最後に、それでも場所だと言うのだったらというので出たのが国家戦略特区に一案ということで、そこは「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」という大目標に合わせた補完的な特区を一つ提案したい。具体的な話になるが、アート特区というものがある。これは何かというと、特区を限定する特性としてまとまった何かがないとなかなか特区になりにくいといったときに、六本木に今アトトライアングルと言われているのだが、国立新美術館とサントリー美術館と森美術館といった官民合わせた美術館群があり、相乗効果をもっと発揮させるということをするというのではないかと思った。

なぜそう思ったかということ、集客実績として年間500万人ぐらい美術館だけに来ている。関係不動産会社の方などの話を聞いていると、いい展覧会があると、帰りにあそこに行って御飯を食べるというようなことで、もう何割とわかるぐらい増えるという。そういう意味でいくと国立新美術館とかにいい展示会をやってくれという要望が来ている。実は森美術館なども同じで、驚いてしまうのは、国立新美術館に迫るぐらい結構いい展覧会をやる人がある。それが下の商店街にすごい影響を与えている。

もう一つ、欧米のビジネスマンなどが来ると、どこでもそうだが、アートとかこういうことは重要で、コンテンツが経済だけでなく、文化的なものも入れるとメリハリがついていいかなと思う。望まれる一般と異なるルールというのは、一つは有期雇用契約で、驚いてしまうのが国立美術館というのは学芸員が5人しかいない。有期雇用の人が十何人いるのだが、どうしてそうなるかということ、先ほどのiPS細胞と一緒に例がある。こういうところを認めるとか、もう一つ、かわいそうだと思うのは、独立行政法人が頑張らず

に予算が来る悪の根源みたいに言われるのだが、逆に頑張ってもお金にならないという意味でもある。例えば、目標を設定してその目標分の収入は予算として得られるのだが、そこを超えた場合はどうなるかといったときに、超えた分に関して今、全部国に返還することとなっている。少なくとも半分ぐらいは努力したのだからその分は独立行政法人の予算に残すということをやったらいいのではないかと思う。

例えばどういうことかということ、新国立美術館だと6億円ぐらい自主目標でやるといったときに、いい企画をやると10億円ぐらいく。そうすると、4億円出る。6億はもらえるが4億も取られてしまう。しかし、そこは2億でも努力したということを出せばいいと思う。どうしてかということ、6億を下回ったらどうなるかということ、今度は6億の予算を確保できない。それは縮小均衡でインセンティブが高まらないという感じがあって、いい企画を実現すればもっといい企画ができるようになるというやる気を出させるようにルール設計をした方がいい。全国でそうしたほうがいいと思うが、いい企画をやると10億円ぐらいくのはやはり限られた地域なので、そういう実績のある地域を特区認定するのでもいいかもしれない。

あと寄附が難しい。例えば国のお金を使わないから、寄附をもらうというのはいいことだと思うが、10億円寄附をくれたのだったら、の中でくれた人に施設側が与えられるメリットに、いろいろ難しい制限があって、うまく条件が合わないと国に返還することとなってしまったりする。そういう細かなことは整理すれば出てくるが、そういうあたりでもっと弾力的に、国家がやっていることに対しても寄附をしたら特権を感じられるVIPサービスとか、新国立美術館などでトヨタの新車の発表会をやらせるとか、ルーブルなどはやっているが、絵の前でシャンパンパーティをやるといったもっと弾力的なことができないか。

最後のページでさらにアート特区のバーチャル化というのを考えた。高島屋などがデパートでなぜ美術館をやるかということと集客効果があるからやるらしい。そうでなかったらデパートの中で美術館をやらない。例えば企業と協力して国の美術館とかでもそういうもので経済力を高めるように、アートは関係ないなどと言うのではなくて、やはり地域経済の発展に寄与しようと言っている博物館と美術館にはバーチャル特区ということで、いわゆるアート特区のルールを適用してあげてやる気が出るようなことをするのはどうかというのが私の提案。

○八田座長 これは根源的な問題に関する提案だと思う。公設民営をもっと一般的にやっ
ていこうということだと思う。

○坂村委員 コンセッション。

○八田座長 まさにそのとおり。いろんなところに広がりがある提案だと思う。こういうことこそ、具体的に六本木にするか、美術館にするかということは別として、非常に一般的な問題で、特区で取り扱ったらいい問題だと思う。もちろん大臣が先ほどおっしゃった保税倉庫のことについても、どういう規制なりの問題かということ調査してみて、そこ

のところについてもぜひやりたいと思う。ほかにも何か御提案はあるか。

○原委員 一昨日、昨日の集中ヒアリングも大変大きな第一歩になっていると思っている。規制改革の象徴的な9項目を選んで議論をスタートしているが、国際都市拠点をつくる上でも必須の課題であったり、あるいはIT時代に対応した新たな規制・制度体系への転換とか、そういった位置づけができるような課題というのをいくつか取り上げていると思っている。

どういうことかという、国民はあまり物がわかっていないということを前提にしたような、官による管理統制の仕組みから、消費者と個人が選択する、民間に開放するということを基軸にするようなシステム。これはヒアリングをする中でも、例えば保険診療の併用の議論であったり、公設民営学校の議論をする中などで、まさにそういった議論なのだということが見えてきたような気がする。そういった大きな議論のスタートにできているのではないかと思っている。

ただ、ヒアリングをやっている中でやや気になったのが、各省の方々からの反応の中で、地方からの具体的な提案がまだ出てきておらず、その具体的な提案がない状態ではなかなか検討できない、という反応が少なからずあったように思う。今回の国家戦略特区のポイントは、地方からの提案を受け身で待つというのではなく、国主導で国家戦略としての特区を提示していくということだと思うが、この理解がまだなかなか霞が関の中でも浸透できていないと思った。これをどういうプロセスで進めていくのかということ、もう少し私たちから具体的に示していく必要があるのではないかと思う。

今後のプロセスだが、地方の提案を待っているというだけではもちろんいけないわけだが、とはいえ、一方、国が全く一方的に決めてしまうということになっても機能しないのだろうと思う。これまでの特区制度の中では、なかなかなかった仕組みなのかもしれないが、指定する場所を決める前の段階から国と地方とで検討しながらつくり上げていくというプロセスが必要になるものと思う。どういう特区をつくるのかというコンセプトを、国の側から例示する。それに対して地方がそれをもとにさらに提案する。その提案を踏まえて、このワーキンググループでさらに提案し、議論していく。要するに提案のあった地方を呼ぶといったこともあるのかもしれない。そういったプロセスを経て最終的に特区のプランを固めて場所を指定していくということなると思った。

産業競争力会議での議論でもあったように、場所が指定された後の時点では三者統合本部をつかって、国と地方と民間の三者で協議していくということになるが、そこで追加的に規制改革、その他の課題が出てくれば、このワーキンググループで各省との協議をまたやったりしながら最終的に政治決断で決めていくということになると思う。まず、場所を定めて三者統合本部をつくる、立ち上げるということになる前の段階で、どういうプロセスでやっていくのかということなどの絵姿をもう少し早めにこちらから示していかないとさらなる進展がなかなか難しいのではないかという気がしたので、このあたりの議論を早急にできればと思う。

○八田座長 今回の御発言は、後半で議論する制度設計のトピックにも入ったと思う。前半はパターンリズムに基づいた従来の制度がいろいろな問題を起こしているということが折衝の過程でよく見えてきたと言えるということではないか。

○原委員 いくつかの課題というのは、まさに役所がいろいろなことを決めるのではなくて、消費者個人が今や選択できる時代になっているにもかかわらず、昔の仕組みをそのまま維持されてきたというところに問題の根源があるのかなというのがあると思った。

○八田座長 これは坂村委員が言っていたことと同じ。まさにパターンリズムで今までやってきたがために、よかれという意図から「お前たちのやることは決めてあげよう」と言っていたのが、いろいろ問題を起こしてきているのだということだと思う。

○工藤委員 坂村委員の最後のバーチャル特区の話だが、実は経済というどちらかというところと産業とかそちらのほうの話になるのだが、例えばビルバオになぜヨーロッパから直行便が全部いきなり入ったかというところ、ビルバオにグッゲンハイム美術館というのができて、それまでビルバオはヨーロッパ内でも直行便がなく、マドリード経由で全部回っていた。ところが、ビルバオのグッゲンハイム美術館ができて、ヨーロッパから直行便がビルバオに入り、経済現象としてすごいことが起きている。

ルーブルもそれにあやかろうと、今度北の工業地帯で炭鉱の廃れた町にルーブル・ランスができて、そこでまた巨大な国家プロジェクトとして生かそうとしている。

もう一つ、味をしめたポンピドゥー・センターがまたポンピドゥー・センター・メスをつくって国家戦略としてやっている。もっとすごいのは、ルーブル・ランスとポンピドゥーを設計しているのは日本人だということ。建築の世界では日本は完全にグローバルになっていて、日本の姉歯事件以降、ものすごく制度が厳しくなってきた、おもしろい建築をつくりにくくなっていることもあり、世界中が日本の建築家をピックアップしている。ほとんど今トップの人たちは世界中に呼ばれて、ほとんど日本の仕事はやっていないという状況。

今なぜ産業の話かというところ、例えば車は性能だけでは選ばない。デザインとかカラーとかスタイリッシュさ。携帯でも全部そう。今、若い人たち、マニュアルを全く読まない。製品の価値観、テレビにしても性能ではなくてディスプレイの格好よさというので売れる時代。

つまり、工業デザインを含めたデザインという、アートとデザインは微妙に違う。デザインの世界に対しての発信する場所がない。私は今、三宅一生さんたちと国立デザインミュージアムを日本につくるべきだと考えている。世界の産業をリードした日本のテレビや車、そのデザインがどこにもストックとして残されていないのはもったいない。坂村委員が言っているアートにこれだけ人が集まるが、さらに日本がつくってきた産業、商品などを一挙に集める。日本人は、ものすごい量のデザインを手掛けている。ニューヨークの地下鉄だって日本人が手掛けている。TGVとかヨーロッパで走っている電車も日本人だったりするのだが、全然日の目を見ていない。しかし、世界中の人たちが来るとか、観光もあ

るけれども、実はアート・プラス・デザイン。日本は特に産業デザインはすごいので、そこは日の目を浴びるようなプロジェクトを何か起こすともものすごい人の動きがあると思う。

○坂村委員 今、日本の産業界が自信をなくして、例えばあれだけ世界を席卷していた電機メーカーなどの調子がおかしくなっている。そういうところで自信をつけさせるためには、工藤委員が言ったことと同じだが、日本の優れたアートだけではなくて技術や製品そのものも、もっと日本のテクノロジーというような物を見せるような仕組みを日本政府としてやるべきではないか。どこか1社の電機メーカーの広報館とかではなく。そこが経営悪化するとその展示館がなくなっておしまいというのはまずい。今こそ、日本のそのようなテクノロジーというのは国が音頭をとってアピールする、優れたものに元気をつけるということを6月にやってもらいたい。自信をなくしている人は多い。会社でさんざん今まで努力してずっとやってきたのに皆消えてしまうのかと。それをやったら結構みんな力づくのではないかと思う。新しいことをやるのはもちろんだけれども、今までだって頑張ってやっていたことを何とか世界にプレゼンテーションすることが重要。

○工藤委員 つけ加えると、例えばそういう世界だとニューヨークのMoMAに永久保存になったというだけでもものすごい価値がでる。日本でどこでも場所を選んで、そこに保存されたというだけで世界中の注目を日本に集めるとか、その評価というのは今ネット上で全世界に広がる。私も去年体験して驚いたのは、金沢に私たちがつくった図書館があるのだが、年間100万人来る。何のエントリーもしていないのに、アメリカのサイトで、世界で最も美しい公立図書館25にいきなり選ばれてしまう。そういう時代。そうすると、28カ国ぐらいから取材が来て、イスラエル、ノルウェー、台湾、世界中から見学に来る。金沢などはそういう現象が出ている。

○坂村委員 金沢とかはすごくそういうところがある。ただ、アートとかで国を力づけるということをやったときに、今、工藤委員が言ったので残念に思うのは、建築の評価も日本でもきちんとやってもらいたい。先ほどのポンピドゥーなどはみんな日本人である。

○八田座長 いろいろなアイデアが出た今おっしゃった中では、テクノロジーがどんどん生まれるようにしたいということで、もともと坂村委員がおっしゃった雇用の流動化を一步進めようというもの。将来は、企業の技術者全体についてもそういうことができるようになるといいのだが、一步一步ということで今回の大学研究者に対する有期雇用の改革はその第一歩だろうと思う。

先ほどのセッションの話は、実は道路だけではなく、いろいろなところに広がるのだという御指摘もそのとおりでと思う。これらのことについて、またセッションを設けてゆっくりアイデアを出して、それぞれの背景にどういう規制が横たわっているか、これまでどういう議論がされてきたかということ整理していくべきだろうと思っている。

とはいえ、国家戦略特区自体の制度設計をすることも、このワーキンググループの役割だ。したがって、これまでに議論した規制改革事項の議論と並行して、対象となる地域の選定基準だとか地域の設定のあり方を含む制度設計全般について検討していく必要がある。

従来の構造改革特区や総合特区などは、手上げ方式でやってきた。しかし、国家戦略特区というのはあくまで国が国家的な戦略に立って主導的にやっていくという性格のものであるから、地域の選定をどうやっていくかというのは独自の方式を用意する必要がある。先ほど原委員が一つの議論をされたが、これについてどういうふうに進めていくかということについて御意見をいただきたい。

○坂村委員 この国家戦略特区の制度設計というところだが、これは先ほど国家戦略特区と言っているのはバーチャルではなくてリアルか。

○八田座長 バーチャルも含めてです。

○坂村委員 それをどう設計するかというような哲学的なことまで含めた事実、実際の制度設計か。

○八田座長 このワーキンググループは、産業競争力会議のほうでこういうものを作ってほしいと言われてつくられた。まだ法律はできていない。産業競争力会議でいろいろな提案もされて、こちらも独自にいろいろ検討している。

しかし選定の基準をどうするかというようなことは、当ワーキンググループで独自に考えないといけない。従来の特区では手上げ方式だったから、なるべく公平になるように、特定の人が私の友達がいるからとかというようなことは一切排除しようということで、制度として非常にきちっとしたものをつくってきた。今度のは国家戦略特区だから、最終的に何が国としてやりたいことなのだとすることを決めなければいけない。決めるのは当然大臣である。しかし、大臣にアドバイスする機関をどうつくるか、そこに至るプロセスをどうするかということを議論しなければいけない。そこがこのワーキンググループの役割だということは、最初に規定したことである。

○新藤大臣 枠組みについて、まずワーキンググループで議論していただき、地区の絞り込みについてもワーキンググループで検討していただいてよいと思う。それを取りまとめたものを、今度は、総理を長とし、民間有識者が参画した「特区諮問会議」を立ち上げて、そこで決定する。決定されれば、特区ごとの「統合推進本部」を立ち上げて、そこで強力に進めていこうという3段階で構成している。まだ、ワーキンググループしか立ち上げていないが、「特区諮問会議」のメンバー構成も今少しずつ検討し始めているところである。座長のお話のように、ルール化をしていかなければならない。このワーキンググループで絞り込むというのもルールとしていけばよく、法制化するときは事務局がきちっと対応するので、どのような制度にすべきかは、議論していただきたい。

○八田座長 もう大臣がおっしゃったとおりで、最終的にここを特区に指定すると国が指定する前には、そういう法律がなければいけない。そのプロセスまで規定したものが必要となる。

○坂村委員 目的なども決める必要があるだろう。

○新藤大臣 法律となれば、時間を要する。それが仮に間に合わないとなれば、「国家戦略特区」という仕組みを閣議決定し、併せて「特区諮問会議」も閣議決定する。政権の意思

として、ルールを決めて実行するということもできなくはない。その上で、それらを含めた法制化をしていくということはある程度得る。いずれにしても、どのようなルールをもって特区を絞り込むかは、ワーキンググループが決める。その場合に、例えば関係事業者とのヒアリングをどうすべきか、関係府省との関係をどのようにすべきか、ということを引きちんとルール化しておこうということである。

○坂村委員 それはいつまでにすべきか。

○新藤大臣 可及的速やかに行う。

例えば、今回の9規制緩和項目の中から、ある項目を実施できるような地域、もしくは実施する意欲のある事業者を絞り込んでいって、話し合いをしつつ、さらに加えて何ができるかということ議論していけばいいと思う。その際、事業者から追加の規制緩和の提案があれば、それをまた議論すればよい。一律ではなく、オーダーメイドでの規制緩和だと思っている。

だから、今お話のあったアート特区は興味深い。

○八田座長 今大臣がおっしゃったように、選定の段階では、ワーキングがこういう特区をつくりたいという一種のテーマを出して、そして市町村がそれに対するアイデアがありますよというところは手を挙げて、こちらと協議をして、もともと出した企画をきちんと精緻化して具体的な特区アイデアに固めるというプロセスが要るのだろう。このことに関しては産業競争力会議のメンバーである秋山委員は、何か考えがあるか。

○秋山委員 今、大臣からお話いただいたアイデアは本当にフレキシブルで、大臣にそういうふうと考えていただいているのであれば、きっと成功するのではないかと思う。もともとのワーキンググループの第1回の会合のときに、産業競争力会議からの提案については資料も皆さんお配りしているので、それはまた見ていただければと思う。ポイントだけもう一度確認させていただくと、もともと国家戦略特区の意義というか目的は、坂村委員の資料にもあったとおりで、とりわけ今回は国の成長戦略に貢献する起爆剤になるということに意義が置かれているということが一番大きい。だからこそ国家戦略としてのトップダウンのスタイルでやるということが必要だし、最初はアリの一穴かもしれないが、結果として大きな影響が見込まれるということが望まれる姿だと思っている。

そういう形で進めるとなったときに、どうすればうまくいくのか、いわゆるキーサクセスファクターは何か。これはそれにかかわる当事者が、皆、当事者のコミットメントがなければ、民間の事業でもそうだが、大体物事はうまくいかないもので、当事者がしっかりコミットしてやれるということが重要である。もう既に何度か名前が出ているが、国と地方と民間事業者、それにかかわる人たちの三者統合本部において、一番本質的なポイントは、当事者が皆コミットできること。だからこそ意見をすり合わせたり、お互いに提案し合ったり、これならできる、やろうというところまでやってくる。ある意味、その特区あるいは対象事業についてはミニ政府のような形で機能するというのもともとのコンセプトとして考えている。

あとは突破口としてということであれば、基本スタンスとしてスピード感が非常に大事だということが元のコンセプトにある。一つは制度そのものは大臣からも御説明があったように、特区諮問会議をつくってトップに総理についていただいて担当大臣もしっかり置いていただいて三者統合本部をつくってやっていく。あとはそれを動いているかどうかの結果をどういうふうにレビューしていくかということと、それに正式に乗ってくるプロジェクトをいかに発掘し、準備してそのレベルに持ち上げていくか。ここのところがあわせて非常に重要なポイントになってくるかと思っている。

○八田座長 原委員は、産業競争力会議に関係してらっしゃることもあって、先ほどかなりこのことについても踏み込んでおっしゃったが、これについて補足することはあるか。

○原委員 秋山委員から話があったとおりでと思う。

先ほど大臣もおっしゃっていたようなプロセスで進めていただければ、うまくいくのではないかと思う。

先ほど申し上げたように、各省との9項目についての議論を進めていく上でも、早めにどういうプロセスで特区の動きが進んでいくのかというのを明確にしたほうが良いとは思いましたので、先ほど国と地方、関係者との協議というプロセスを口頭で申し上げたが、紙に落とすので、また次回に議論させていただきたい。

○八田座長 今、秋山委員と原委員がかなり具体的なことをお話しになったので、産業競争力会議のほうとの整合性ということも非常に重要なので、できたらたたき台をお二人に用意していただき、それをもとに次回議論するというにすることはどうかと思うが、いかがか。

○新藤大臣 事務局に作業させるので、今までの委員の皆さんの議論を踏まえた上での項目立てをして、それにいろいろ追加した案を作成する。

○八田座長 それでは、この問題についてはその案に基づいて次回議論するというにしておいて、なるべく今回選んだ中から魅力的なものを選んでいただければ早く進める。そして、その後、今度長期的な視点に立って難しい問題も含めてゆっくり進めていくということになるのではないかと思う。